

平成26年度事業計画（案）

I. 基本方針

我が国では、いわゆる「アベノミクス」効果により若年層の雇用状況が好転し、大卒就職内定率が上昇するとともに有効求人倍率も改善するなど、久々に明るさが見え始めている一方で、4月に消費税が8%となり、来年10月には10%への引き上げが予定されていることから、特に中小企業を中心にその影響を注視する必要がある。

このような状況の下で、連合会と連携を図り、国民の負託により一層応えられるよう、社会貢献活動に積極的に取り組み、社労士の社会的地位の更なる向上に努める。

また、社労士のビジネス業域拡大の観点から、社労士個々の資質向上、専門領域における優位性の強化を図り、新たに医療業界における活動拡大を目標に、勤務医・看護師等が直面している業界特有の労働時間及び休日休暇の問題等、医療業界における労務管理を行うべく、「医療労務コンサルタント」を養成し医療業界への業域拡大を図る。

一方、社労士の知名度と信頼を高めるために、街角の年金相談センター広島・福山の運営、各年金事務所での年金相談業務等を継続するとともに、社会貢献事業として、就労や年金等に関する社労士による学校教育への参画、成年後見制度及び中小企業支援事業等の行政協力を推進する。

以上の取り組みのほか、社労士が国民から信頼される専門家として認められるためには、国家資格者としての職業倫理を厳正に保持することが必要であることから、倫理研修に限らず、あらゆる機会を捉えて職業倫理に関する研修を実施する。

II. 重点事項

1. 社労士制度推進に関する事業

- (1) 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査の導入提案を行い、実施し、その取り組みを関係者等に広く周知する。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」の利用促進を図る。
- (3) 中小企業支援に関する事業への取り組みを行う。

- (4) 医療・介護及び建設業界等における労務管理業務を推進する。
- (5) 社労士事務所及び社労士法人が、個人情報保護について、より一層顧問先事業場等の信頼を得るため、SRP認証の取得及び更新の促進を図る。
- (6) 電子申請手続業務の普及と活用にとまなう支援を行う。

2. 資質向上に関する事業

- (1) 社労士の専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を行う。
- (2) 社労士業務に直結した分野別研修、重要な法令の制定及び改定についての研修を行う。
- (3) 新規入会会員が、専門家として関係先からの信頼を得るため、実務に関する一定の水準を修得するための研修を行う。

3. 広報に関する事業

- (1) 社労士制度を広く周知し、その有用性についての理解を図るとともに斯業発展のため、「会報」や「ホームページ」の拡充を図り、様々な角度からの広報活動を行う。
- (2) 「社労士推進月間」に行う「社労士セミナー」、各支部が実施する「無料年金、労働相談」等の広報支援を行う。

4. 社会貢献に関する事業

- (1) 社労士としての社会貢献を果たすため、日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、街角センターのモットーである「身近に顔が見える安心、そして、信頼」を更に周知し、年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復へ積極的に寄与する。
- (2) 労働社会保険制度に関する理解度の向上のため、広島県及び県内該当市町との協力により、学校教育の場における社労士による出前授業の取り組みを行う。
- (3) 平成25年度に設立した「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の積極的な支援を行う。

5. 行政機関等との連携に関する事業

- (1) 広島労働局への協力と連携を図り、委託事業である「専門家派遣・相談等支援事業」等を推進する。

- (2) 日本年金機構中国ブロック本部との定例会議を実施し、各年金事務所への協力と連携を強化するとともに、窓口及び出張相談業務等への積極的な取り組みを行う。
- (3) 全国健康保険協会広島支部への協力と連携を強化する。
- (4) 年金記録確認第三者委員会への協力を実施する。
- (5) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、連合会と連携し協力をする。

6. 第8次社労士法改正に関する事業

- (1) 社労士の個別労働紛争に係る有用性を示す最善の方法である「社労士会労働紛争解決センター広島」における個別労働紛争解決の着実な実績を得るための積極的な取り組みを行う。
- (2) 社労士が顧問先事業所等において実施している紛争未然防止のための相談指導の実績を向上させるための取り組みを行う。

7. 諸事業

- (1) 連合会との連携により、社労士法に違反にする業務侵害行為に対する情報を収集し、厳正かつ適切に対処する。
- (2) 社労士制度への信頼をより高めるため、社労士賠償責任保険の加入促進を行う。
- (3) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施と事務等に協力する。
- (4) 会員相互の情報交換と親睦の促進を図る。

Ⅲ. 具体的事項

1. 総務関係

- (1) 通常総会、理事会、その他会議の必要に応じた開催と、会運営の積極的かつ円滑な推進を図る。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター広島」及び「街角の年金相談センター広島・福山」の運営に伴う協力を行う。
- (3) 組織の拡大強化を推進する。

ア 新規会員の積極的加入推進と連携強化

イ 連合会及び中国・四国地域協議会との連携強化

- ウ 企業内社労士の加入促進と連携強化
- エ 社労士試験及び特別研修並びに紛争解決手続代理業務試験事務受託に伴う協力、実施
- オ 電子申請の利用促進に向けて証明書の取得及び利用促進
- カ 会則等の検討及び編纂配布
- キ 会費の納入方法における口座振替制度の促進
- ク 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進
- ケ 社労士賠償責任保険の加入促進
- コ その他、組織の拡大強化を目指した取り組み

(4) 関係行政機関等に対する協力及び連絡協議を図る。

- ア 労働保険年度更新業務への協力
- イ 業務運営に関する関係行政機関等との連絡協議
- ウ その他関係行政機関等からの要請事業への協力

(5) 福利厚生に関する事業を実施する。

- ア 会員及びその家族の慶弔
- イ 連合会の共済会が行う福利厚生制度の推進
- ウ その他

2. 研修関係

(1) 基礎研修の開催

- ア 新規加入会員研修 必須研修
- イ 基礎実務研修

(2) 分野別研修の開催を実施する

- ア 年金に関する研修 平成26年9月 実施予定
- イ 労務管理等に関する研修 平成26年11月 実施予定
- ウ 法令改正研修 平成27年2月 実施予定
- エ 業務関連分野

- ・電子申請サポート

- (3) 倫理研修の開催 平成27年2月 実施予定
- (4) 平成26年度 中国・四国地域協議会 社会保険労務士研修
平成26年8月29日 金曜日
平成26年8月30日 土曜日
会場 広島国際会議場
- (5) 社労士のための年金講座 全5回 実施予定
- (6) 全国社労士会連合会主催
特別研修紛争解決手続代理業務に関する研修
- (7) その他の研修

- ア 各支部が行う研修について協議し、協力援助する。

上記に掲げるもののほか、県会は必要に応じ研修を実施する。

3. 広報関係

- (1) 内的広報活動（会員向け）の推進

- ア 会報発行（年2回9月、1月）

- イ ホームページの拡充

- ・県会からの情報発信

- ・支部からの情報発信
- ・支部間、会員間の交流促進（研修会の交流等）
- ウ 全国社会保険労務士国民年金基金加入促進のための広報
- エ 社会保険労務士賠償責任保険加入促進のための広報
- (2) 外的広報活動（国民一般、事業主、労働者、行政、年金受給者等向け）の推進
 - ア 社会保険労務士の活用促進と業務内容について広報
 - ・「特定社会保険労務士制度」の周知および活用促進
 - ・「労務監査」への取組みをPR
 - ・「医療労務コンサルタント」事業のPRおよび活用促進
 - イ 労働保険年度更新、社会保険算定基礎に合わせた広報
 - ・新聞、ラジオ等の媒体を利用した制度の周知および社労士活用促進（6月）
 - ウ 社会保険労務士制度推進月間に合わせた社労士活用促進等の広報（10月）
 - ・新聞、ポスター等の媒体を利用した相談会の周知および活用促進
 - エ 「社労士の日」に合わせた社労士活用促進等の広報（12月）
 - オ 年金相談業務、労務管理相談業務に係る恒常的広報活動
 - ・新聞、ポスター等の媒体を利用した周知および活用促進
 - カ 「総合労働相談所」「街角の年金相談センター広島・福山」の周知、活用促進PR
 - キ 広島自由業団体連絡協議会による各士業連携事業への参画
 - ク ホームページの拡充による各種情報発信
 - ケ ポスター、チラシ等を利用した継続的広報活動
- (3) その他

- ア 「社労士会労働紛争解決センター広島」の会内・会外への周知および活用促進
- イ 学校教育（出前授業）の広報活動
- ウ 連合会との連携による広報活動
- エ 各部会との連携による広報活動
- オ 「社労士成年後見センター広島」のPRおよび活用促進

4. 業務関係

(1) 職域環境の確立と地位向上を促進する。

- ア 無資格者等による業法違反及び業務侵害への対応
- イ 業法違反及び業務侵害に関する関係行政への協力依頼
- ウ 苦情処理相談窓口での対応

5. 事業関係

(1) 労務監査・労働条件審査に関する事業を実施する。

- ア 地方自治体を中心に労務監査・労働条件審査業務を受託できるよう積極的に推進し、社労士の周知を図る。
- イ 行政からの需要があれば即時対応できるよう体制を整える。

(2) 医療労務コンサルタント事業を実施する。

- ア 医療勤務環境改善支援センターを開設し、医療機関に対する総合的な支援体制を構築する。
- イ 労働局、県、関係団体と連絡を密にとり医療現場の労務管理改善に寄与する。

(3) 成年後見制度に関する事業を実施する。

- ア 「一般社団法人社労士成年後見センター広島」の運営をサポートする。
- イ 自主勉強会や必要な研修を支援する。

(4) 司法制度改革に関する事項

ア 「社労士会労働紛争解決センター広島」の運営

- ・センターのあっせん実績を挙げるため、広報部と連携し、センターの利用促進をPRする。
- ・あっせん委員候補のレベルアップを図るため、必要な研修を行う。
- ・「総合労働相談所」と綿密な連携を取り、あっせんに繋げる体制を整備する。

イ 労働紛争解決あっせん委員会の委員登用を推進する。

- ・広島県労働委員会の公益委員への登用を引き続き要請

ウ 日本司法支援センター（法テラス）に関する業務について積極的に協力する。

エ 広島、福山、呉簡易裁判所における民事調停委員の任命5名

(5) 社労士の業務拡大・改善に取り組む。

ア 多くの会員が特定社労士となり、個別労働紛争解決の実績を挙げ、第8次の法改正へ繋げる。

イ 法改正に伴う新分野への取り組み

ウ 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター広島・福山」を適正に運営し、年金相談の円滑な実施を図る。

(6) 相談会等に対応する。

ア 常設行政相談会への協力

イ 「総合労働相談所」の充実

- ・26年度も引き続き常設の相談所とし、利用の促進を図る。
- ・「社労士会労働紛争解決センター広島」と連携を取り、センターの利用促進に協力する。
- ・相談員のレベルアップを図るため、必要な研修を行う。

ウ 広島県の雇用労働相談への協力

- ・県内2ヶ所の広島県雇用情報コーナーに3名の相談者を配置

エ 相談会のPR

- ・広報部と連携を取り、効率的・効果的な広報を行い、国民の年金や雇用に対する不安を解消して積極的に協力する。
- (7) 日本年金機構との「年金相談窓口等の運營業務」に関する受託業務を実施する。
- ア 受託する業務
 - ・年金事務所等における年金相談窓口等の運營業務
 - ・市町等の施設で実施する出張相談業務
- (8) 全国健康保険協会広島支部との協力関係を維持する。
- ア 良好な関係を維持する。
- (9) ゆうちょ銀行中国エリア本部との「年金自動受け取り営業サポート業務」に関する受託業務を実施する。
- ア 受託する業務
 - ・郵便局が案内するお客様の老齢年金請求手続きの代行
- (10) 厚生労働省よりの委託事業に積極的に取り組む。
- ア 厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的等を検討し、社労士の専門性を十分活かせる事業に関しては、積極的に参加協力する。
 - イ 専門家派遣・相談等支援事業（最低賃金総合相談支援センター）の受託
 - ・経営面及び労働面の相談業務
 - ・労働条件管理に係る専門家派遣業務
 - ・労働条件管理に係るシンポジウム（セミナー）の開催業務
- (11) 総務省が行う事業に協力する。
- ア 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き「年金記録確認第三者委員会」の運営に協力する。
- (12) 学校教育での社労士の活用を要請する。

ア 社労士による「出前授業」について

- ・学校教育の現場において、労働・社会保障に関する制度の理解を深める為、社労士を講師として派遣するなどの活用を図るよう、県市町及び私立学校等に要請する。
- ・昨年度実施した私立学校等（比治山大学、比治山短期大学、広島ビジネス専門学校、呉高等学校広島美容専門学校）に加え、県市町立学校等での実施できる体制を構築する。

(13) 災害復興に関する事業に貢献する。

- ア 東日本大震災の被災者等に対し、社労士としての社会貢献を果たし、復興を支援するため、連合会及び厚生労働省他が実施する災害対策事業への積極的な協力を行う。

(14) 国土交通省が行う事業に協力する。

- ア 国土交通省が推進する建設業者の社会保険未加入問題に関し、連合会や地方行政機関と連携を密にする。

(15) その他の関係事項

- ア 必要事項が発生した場合の対応
イ その他の関係事項

IV. その他

1. 図書、印刷物の斡旋
2. その他

平成 26 年度 広島県社会保険労務士会 通常総会 議案書
 正 誤 表

| | 誤 | 正 |
|-------------------|------------------------------------|--|
| 5 頁 上から 1 2 行目に追加 | | <u>10. 社会保険労務士制度創設 45 周年記念式典</u> <u>(131 名参加)、記念講演 (176 名参加)、祝賀</u> <u>会 (131 名参加) を平成 25 年 10 月 25 日に開</u> <u>催した。</u> |
| 8 頁 下から 3 行目 | <u>社会保険算定基礎・労働保険年度更新手続</u> における | <u>社労士制度推進月間</u> における |
| 5 9 頁 下から 2 行目 | 広島県雇用情報コーナーに <u>3</u> 名 | 広島県雇用情報コーナーに <u>4</u> 名 |